

更生相談所の役割

支援費制度においては、更生相談所は個別障害者に対して自ら入所判定を行うのではなく、市町村が行う支給決定に係る援助・指導の役割を担うことになる。

1 専門的な判定

市町村は、支援費の支給決定を行うときや障害程度区分の変更を行おうとするとき等において、障害程度区分の決定を含めた申請者の障害の種類及び程度その他の心身の状況について審査するに当たり、特に専門的な知見が必要であると認める場合には更生相談所に対して意見を求めることとしている。意見を求められた更生相談所は医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から市町村に意見書を送付する。市町村は、更生相談所の意見書を勘案して障害程度区分の決定等を行う。

障害程度区分の決定等に際し更生相談所が行う判定のあり方については、厚生科学研究で検討しているところであるが、現段階では概ね以下のようなものを想定している。

市町村が意見を求める場合は、具体的には、障害程度区分における各チェック項目の選択肢の判断が困難な場合や、自閉症、認知・記憶・注意等の障害、重複障害、合併症等があり専門的な知見が必要な場合等が想定される。

更生相談所は、市町村からの依頼を受けた場合、必要に応じて申請者に来所を求め、各専門職による医学的・心理学的・職能的な判定を行うとともに、申請者の自立と社会経済活動を促進する観点から社会的評価も加えた総合的な判定を行う。判定に当たっては、申請者の障害状況を考慮して、関係専門職が参加する判定会議を開催し、意見書を作成する。

この詳細を含め、厚生科学研究において検討してきた更生相談所の判定に係るマニュアルが近々とりまとめられる予定である。これを踏まえ、このマニュアルを含めた障害程度区分の決定事務等についての、更生相談所担当者

に対する説明会を本年度第 四半期のできる限り早期に開催できるよう、作業を進めているところである。

2 研修等の指導

支援費制度においては、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようなことがないよう、研修等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待される場所である。

更生相談所においては、(1) のマニュアルの内容を踏まえつつ、前掲の聴き取り表や選択肢に係る判断基準を活用して、市町村に対する研修等を通じた指導を行っていただきたい。